

2012年6月定例県議会

森脇ひさき議員の一般質問

石井知事におかれましては、16年にわたる県政の舵取りご苦労様でした。私の石井知事への質問は今議会が最後になると思いますので、少々早いですが、ねぎらいの言葉を送りたいと思います。

さて、石井県政の16年は、前県政の負債を引き継ぎ、その清算と新たな県政にむけた「行財政改革」の16年でした。また、石井県政の「行革」には、多国籍企業に有利な「グローバル国家づくり」をめざす国の「構造改革」を県政に持ち込むという性格もありました。たとえば市町村合併、PFIや指定管理者制度による行政の民営化、職員定数の削減と非正規化、福祉サービス等の改悪、さらには究極の構造改革としての道州制の推進などがあげられます。

地方自治体というのは本来、「住民福祉の向上」を使命としなければなりません。岡山県の「行革」は、国の悪い政治に追随し、大企業奉仕へと逆立ちしてしまい、その結果、県民生活を閉塞感ただよう状況にしてしまったと言わなければなりません。県民生活と地域経済に希望の光を灯すため、知事の任期はまだ4ヶ月ほどありますので、その間、苦しい逆立ちはやめて、県民の命と暮らしを守る政治、内需拡大を中心にすえた経済対策へと転換することが必要だと思います。今回も、そういう立場で質問させていただきます。

1、消費税増税と道州制について

民主党・野田政権がすすめる消費税増税計画に、県民のみなさんも強い不安を抱いています。県民のくらしや景気の状態からみて、内需拡大の障害になる消費税は絶対に上げるべきではないと思います。

まず、消費税の増税が県財政に及ぼす影響についてうかがいます。県は、消費税率が10%になった際の歳入について、地方消費税の増額と地方交付税の減額の差し引きで約50億円の増収になるとの試算を公表されましたが、歳出については示されておりませんでした。消費税率が10%になり今年度予算並みの事業を実施した場合、県が事業者等に支払う消費税はどの程度になるのでしょうか。また、歳出超過にしないためにどのような方策を考えますか。あわせて総務部長にうかがいます。

2月議会で知事は、「社会保障の機能を強化し、持続可能な制度とするためには、消費税の増税等により、必要な負担を幅広い世代が広く薄く分かち合い、次の世代に先送りしないための改革を推進する必要がある」と答弁されました。社会保障制度を維持するための財源が必要だということは理解できますが、知事は、社会保障財政が厳しくな

っている原因がどこにあると考えておられるでしょうか。

国会では民主党と自民党・公明党との協議において、社会保障改革は事実上棚上げし、消費税増税は確実に実施しようとする合意が交わされました。もはや「一体改革」ではなくなってしまったのですから、増税は中止するよう求めるべきではないでしょうか。

また、知事は先の答弁で「経済状況の好転と徹底した行財政改革の断行、逆進性の緩和を前提とすべき」と述べられました。経済状況の好転と徹底した行革という前提はなかなか見えてきませんが、現時点で消費税の増税について、どう考えておられるでしょうか。以上3点、知事にうかがいます。

次に、道州制についてうかがいます。

知事は4月、橋下大阪市長らによびかけ、道州制推進知事・指定都市市長連合を結成されました。知事はこれまでも、道州制、特に中四国州にむけた旗振りをされてきましたが、「連合」の結成というのは、あまりにも唐突で、これまでのスタンスから1段も2段も飛躍があると考えます。橋下市長らへのよびかけに至った知事の考え、またこの「連合」で今後どのようなとりくみをしようと考えておられるのかうかがいます。この項は以上ですので、ご答弁をお願いします。

(総務部長答弁)

事業実施に伴う消費税等については、非課税となる経費や、入札による事業費の減額など様々な要素があるため、消費税増税による県の歳出の増加分について試算を行うことは難しいが、単純に、24年度一般会計予算のうちから、委託料や工事請負費等を抜き出して、消費税額について計算すると、税率5%に相当する額は約39億円となる。

なお、このうちには国庫補助金の対象となる部分も含まれることから、県の負担分はこれよりは小さくなる。

また、消費税率が10%になった場合の県の地方消費税の実質的な増収は、22年度決算額を基に計算すると約230億円となり、交付税制度を加味すると、県財政への影響は50数億円のプラスと見込まれるところであり、実際の消費税率引上げ後の社会保障や地方財政の制度設計が明らかにならなければわからないが、現時点では、歳出超過となることはないものと考えている。

(知事答弁)

社会保障財政が厳しい原因であるが、少子高齢化の進展により、給付を受ける高齢者世代が増加する一方で、負担をする現役世代が減少していることや、世界的な景気後退等により、税収や保険料収入が落ち込んでいることが主な原因と認識している。

社会保障・税一体改革についてであるが、各党における修正協議の結果、医療・年金

制度改革等について有識者・国会議員による国民会議で議論し結論を得ることとされたものであり、今後の議論の動向を注視してまいりたい。

現時点での所見であるが、本県でも、今後、主な社会保障関係費の増加が毎年 20 から 30 億円程度続くものと見込んでいるように、社会保障関係費の増に合わせ、国・地方の債務残高は増大している。このような状況において、社会保障・税一体改革は、地方単独事業を含め、安定的な社会保障財源を確保し、持続可能な制度を確立するために必要な改革であると考えている。

道州制推進知事・指定都市市長連合についてであるが、現在、我が国が直面している多くの困難な課題に立ち向かっていくためには、有効性を失った中央集権体制を打破し、地域主権型・多極型の「新しい国のかたち」を創造することが求められている。また、国の出先機関の原則廃止や新たな大都市制度の議論の中で、広域自治体の在り方や都道府県の存在意義が問われている。

こうしたことから、広域行政を担う知事、指定都市市長が力を終結し、地域主権型道州制の実現に向けた運動を進めるべきと考え、道州制の積極的な知事・市長に呼びかけ、推進連合を立ち上げたものである。

今後の取組については、近く会議で地域主権型道州制の基本的な制度設計をとりまとめ、政府・政党等に対し、積極的に提案してまいりたい。

(森協議員)

道州制推進知事・指定都市市長連合について、知事に再質問させていただきます。

昨年度末に策定されました、「第三次夢づくりプラン」の中四国州構想推進プロジェクトのところを見ますと、メッセージ施策として「気運の醸成」を図るということが明記されております。その意味なんですけれども、道州制というのはいわば「究極の構造改革」ということ、まさに国のかたちそのものを変えてしまうと、だからこそ様々な方面の意見を聞きながら、じっくりと「気運の醸成」を図っていこうとそういう立場があったのではないかと、私思っていますけれども、この点、私に誤解があったということなんですか。確認も含めて、お尋ねしたいと思います。

(知事の答弁)

お答えいたします。メッセージ施策における記述について、お尋ねでございますけれども、気運の醸成を図るということで、構想の推進をしっかりと国民の皆さんの議論の中で展開をしていこうと、こういうことでございますが、この基本的な方向というのは議決をいただきましたので、県政全体といたしましてはそういう方向で対応していくべきものと思っております。ただ先ほど答弁で申しましたように、いまちょうど大震災

が起こり、国のあり方とかですね、地方のあり方、あるいはまた大都市問題も出てきておりますし、いろんな議論がですね、大きく議論が高まっている中で、ひとり都道府県制そのものがおいていかれるというような状況の中で、これらを一体として私は議論すべきではないかと考えた次第でございます。気運の醸成を図るという基本的な県政の方向性、それはしっかりと維持をする中で、私自身今までの経緯をふまえて、志を同じくする人たちと推進連合をつくって、なおいっそう気運の醸成の先頭に立っていきたいという思いに至ったということでございます。以上でございます。

(森協議員)

確かにですね、国のあり方、地方のあり方についての議論というのは、これまでと違った議論もされているところはよく承知しております。また広域連合の動きも先程来、質問にもありましたけれども出されております。そういうときだからこそ、しっかりと議論をして、意見を交わしあいながら気運の醸成を図っていく取り組みが私はますます重要になっていると思うんです。ところが、知事はこの「連合」を結成されたときに、「志を同じくする首長を集め政治運動を行う」というような発言もされておりますし、また橋下市長にいたっては「反対している府県や市町と選挙で一戦を交える覚悟」だどこのようにも語っておられるわけですね。こうなりますと、しっかり説明責任を果たしていく、議論をすすめていくということから、これとは大きく矛盾が生じるんじゃないかと、考えますがその点はいかがでしょう。

(知事答弁)

お答えいたします。矛盾が生じるのではないかとのお尋ねでございますけれども、この問題につきましては、都道府県知事にあってはいろいろ意見があるんですね、推進をすべきだという方もおられれば、より慎重にとか、あるいは反対という、いろいろご意見お持ちの方がおられます。こういった中で、国全体で議論をですね、していこうというような今タイミングになっているのではないかと、今議員ご指摘のとおり、広域連合の話が出てきたし、また、様々ですね、大震災を経てのいろんな状況の変化、大都市問題そのものを橋下市長さん今提起してらっしゃる、こういった状況の中で私は県政全般としては気運を醸成をしていくという立場でございますが、この地方行政預かっている政治運動としてですね、同じ志を持った方々が一緒になってですね、気運をさらに高めるべく先頭に立って、そういう方向で展開していくということが私自身、今の時期ちょうど必要なのではないかとこの風に思いまして、ただこれについては議会でもいろんな議論があると思いますから、私自身国全体に向かって議論をしておりますけれども、それを踏まえてそれぞれの議員皆さん方がですね、どのように受け止められ、どのようにご判断されるかということは、それぞれのこれからのご自身の姿勢にかかってくると思いますから、それはそれに委ねたいと思いますが、政党の中でもいろいろですね議論

が高まってきております。こういう気運の動向というものを踏まえまして、今推進連合立ち上げたということでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

(森協議員)

いろいろな意見があるからこそ、しっかりと議論を進めてもらう、議論をしてもらうことが本当に大事になっていると思うんですね。議論のスピードをアップをしようということはあってもいいかと思えますけれども、政治運動のようなもので上から押しつけるようなものであってはならないないということは指摘しておきたいと思えます。

もう1点問題があると思うんです。少し違った角度から質問しますけれども、この連合というのは、いわば任意団体ですよ、事務局は岡山県庁におかれていますけれども、連合の事務を行う職員だとかあるいは財政、これはどのようになっているのでしょうか。お尋ねしたいと思えます。

(知事答弁)

推進連合につきましては、共同代表というなかで私と橋下市長が代表になっているんですけれども、このことは一番知事側の方にですね、大きな改革が迫られる課題でもありますので、知事側の方に事務局を置くべきと考えまして、代表ということに就任させていただきました私の方で事務局の方も仰せつかっているところでございます。矛盾がないようにということでございますから、そういう範囲内におきまして、この事務をですね進めてもらおうというふうに事務局には指示をしておるところでございますけれども、いずれにいたしましても気運をこれから盛り上げていくという段階でございますので、基本的にはですね、県政が目指している方向性と一致をしているということで、またその範囲内におきまして事務局としての事務をですね、しっかりと遂行してもらうように事務方には改めて指示をしておきたいと思っております。以上でございます。

(森協議員)

今のご答弁もかなり矛盾すると思うんですね、気運の醸成を図る取り組みをしようというのがもとの目的じゃなかったのかという風に、質問をいたしますと、いやそうじゃない、政治運動することも必要なんだという風にご答弁をいただきました。ところが、予算や職員について質問をいたしますと、気運の醸成の範囲内ということですね。だから、いわばですね、気運の醸成という衣をかぶって中身は選挙で一戦を交えることも含めた政治運動を進めていくということですから、それに県費を支出するわけですからね、これは大いに問題だというふうには私は思っています。そういう観点からもう一度税金の使い方についても議論をしていただく必要があると思えますね、この連合については。夢づくりプランのパンフレットを見ましても、また今年度の予算の議論を見まし

でも、気運の醸成を図るそのためのシンポジウムの開催、ホームページやパンフレットへの情報提供、出前講座そういう内容が中心だったと思うんです。連合への支出あるいは職員さんをそのために使うということにはなっていないというふうに思いますけれども、改めてその点いかがでしょうか。

(知事答弁)

お答えいたします。気運の醸成を図っていくという、私は大きな方向性の中で、推進連合で政治運動として、気運の醸成をまさに図っていくという意味で、私は立ち上げたわけでございます。橋下市長がおっしゃっておられます維新とされまして、国政のテーマにするのかどうかこういったようないわゆる選挙とからめるような話につきましては、これは維新の代表としての別の立場のようございまして、あくまでもこれは大阪市長さんとしての立場でご参加をいただくということで、切り離しております、これは。従って、私自身もそういう思いで、選挙云々ということとは一切関係なく、岡山県政の基本的な全体の道州制の構想を推進していくというその範囲内におきまして、その予算の執行ということも含めまして適正な執行に努めてまいりたい、このように考えております。以上でございます。

(森協議員)

予算の使い方や職員へ仕事をお願いをするということについて、非常に問題ありということだけ指摘しておきたいと思えます。

2、雇用対策と産業振興について

次の質問に移ります。

その前に、少しだけ前置きをさせていただきたいと思えます。先ほど消費税の議論をさせていただきました。社会保障財源が厳しくなっている原因について質問し、答弁をいただきましたけれども、このグラフですね、下の折れ線ですが、保険料収入が98年ぐらいから横ばいなのに、上の折れ線、社会保障給付費は年々増える。年々この差が大きくなり、その分公費負担が大きくなっています。問題は、なぜ保険料収入が増えなくなってしまったのかということです。もう1つ、(配布資料では下のグラフですが)、98年以降事業主拠出(四角印)、が横ばいから減少傾向になっているということです。その原因は、90年代の社会保障構造改革、雇用など経済分野での構造改革による、低賃金、非正規の増加などです。

一方で被保険者拠出(ひし形)、国民の負担は増大しています。そういうところへ、さらに「広く薄く」「みんなでわかちあう」と、国民に求めたら、消費はますます冷え込んでしまいます。

「消費税を社会保障の財源にするからいいじゃないか」という意見もありますが、福

祉をよくしてもらおうと思えば、高い消費税を払わなくてはならない、高い消費税がいやなら、貧しい福祉でがまんしなければならない、どちらにしても苦しい選択を迫られることになります。

日本共産党はすでに、消費税増税に頼らない道があることを示していますので、増税反対の力をさらに大きくするためにがんばりたいと思います。同時に、いま必要な改革は、構造改革路線と決別し、雇用を増やす、賃金を増やす、中小企業には配慮しながら、大企業には社会保障を支える責任を果たしてもらい、財界・大企業の立場でなく、国民の暮らしを守る立場に立った改革をすすめることだということを訴えたいと思います。

さて、まず雇用対策ですが、雇用情勢は、提案説明で述べておられるとおり、持ち直しの動きもあるものの、新規学卒者については依然厳しい状況です。そういうなかでも県は、「行革大綱2008」にもとづいてさらに定数削減をおこなう計画ですが、このことは、雇用情勢の悪化の一要因になり、若者たちの未来を奪い、住民サービスの低下にもつながってしまいます。特に、知事部局の技術職員や正規教員について、増員に転ずる考えはありませんか。知事にうかがいます。

大企業の生産縮小による、県内の雇用情勢、地域産業への影響が懸念されます。本年3月末に報道された三菱自工水島工場の生産縮小について、県はいつ、どこから情報を得ましたか。またこのとき、労働者や下請け企業に対してどのような対策を検討されましたか。あわせて産業労働部長におうかがいします。

必要な対策をきちんと講じようと思えば、早い段階で正確な情報をつかむことが欠かせないと思います。現在では企業が自主的に公表しない限り情報を得る仕組みはありません。この点の改善を関係機関へ働きかける必要があると考えますがいかがでしょうか、産業労働部長におうかがいします。

次に、産業振興についてです。ここでも構造改革路線から内需主導型産業政策への転換が必要です。その際、重要となるのは、情報・文化・スポーツ、福祉・介護・医療、環境・教育・保育、そのような分野だと思います。まだまだマンパワーを必要とする分野であり、地域づくりにも結びつく分野ですが、構造改革路線のなかでは、「安上がり」に扱われてきた分野でした。県の施策として、市町村やNPO等との協働も視野に入れながら、労働者の処遇改善をきちんと位置づけて、真に人間の尊厳を守り、人の育ちを保障する産業をつくり育てる立場で、これらの産業を集中的に支援するとりくみをおこなってはどうか。知事にうかがいます。

次に、ものづくり産業への支援についてうかがいます。中小企業振興計画も策定されました。重点4分野、新技術、新製品の開発支援など大切なとりくみだと思います。しかし同時に、すべてのものづくり産業を視野に入れ、今ある技術及びサービスを活用してがんばろうという事業者にも、しっかりとした、かつ柔軟な支援策を検討してほしいと思います。知事にうかがいます。

この項は以上ですので、ご答弁をお願いします。

(知事答弁)

職員の増員についてであるが、行革大綱 2008 に基づき、大変厳しい職員数の削減を行っている。知事部局等については、退職者数の減少や一定の新規採用者の確保といった点を考慮し、27 年度の目標達成に向けて取り組むこととしており、そうした中であって、お話の技術職員についても、行政需要等を踏まえ必要な配置に努めてまいりたい。

教育委員会においては、推進期間である 25 年度までに目標を達成できる見込みであり、また、正規教員については、標準法に基づき配置していると聞いているが、今後とも、教育委員会の意見を聞きながら適切に対応してまいりたい。

(産業労働部長答弁)

三菱自工水島工場の生産縮小についてであるが、新聞報道以前に水島製作所から、生産体制の縮小について説明をいただいた。

これを受け、県では直ちに支援機関等と連携し、下請企業の状況把握に努めるとともに、いくつかの企業に出向き経営者から直接お話を伺い対応策を検討したところである。

今まで、同製作所や下請企業では、雇用の安定に最大限努力されているところであり、引き続き労働局等と連携し、雇用の安定化を要請するとともに県内下請企業等の仕事を確保するため、他の自動車メーカー等との商談会等を積極的に行うこととしている。

企業情報を得る仕組みについてであるが、厳しい競争にさらされている企業にとって今後の経営方針等は死活問題とも言える重要な情報であり、公表前に内容等を入手することは、基本的には困難であると考えている。

しかしながら、大規模事業所等の動向は県経済に与える影響が大変大きいことから、例えば、立地企業のフォローアップをきめ細かく行うなどにより、企業との良好な関係や人的なつながりを築く努力を重ね、そうした中で円滑な情報交換や意思疎通を図ってきたところである。

今後とも、県外にある企業の本社を含め、各事業所との良好な信頼関係を構築しながら、関連した情報を可能な限り早くいただけるよう努めてまいりたい。

(知事答弁)

内需主導型産業の支援についてであるが、お話の福祉、教育、文化など県民ニーズに直結する分野の産業育成は、雇用の拡大はもとより、県民生活の向上につながるものと考えている。

このため、生活支援関連の新たな事業を展開する中小・零細企業の支援や、介護・子育てなどの課題解決に取り組むソーシャルビジネスの育成、さらに職業訓練では、介護福祉や情報通信の分野等で資格を持った人材の養成に努めているところであり、今後と

も、支援機関はもとより、市町村等とも連携を図りながら、地域に根差した内需型の産業育成に取り組んでまいりたい。

ものづくり産業への支援についてであるが、分野を問わず企業においては、経営の安定や技術力向上を図ることが大変重要であり、県では、専門家の派遣による経営革新の促進、県制度融資による資金繰り支援、さらに工業技術センターにおいて、様々な技術相談や課題解決のための支援を行っている。

また、支援機関等と連携し、各社の強みを生かした新たな製品づくりの支援や、きめ細かな取引あっせん等を通じた販路開拓などにも取り組んでいる。本年度はさらに、商品開発や販売に関する実践セミナーを開催し、その成果を新たな取引につなげる展示商談会を行うこととしており、これらを通じて、企業の創意工夫とやる気を引き出し、県経済を支えるものづくり企業を支援してまいりたい。

(森協議員)

正規職員の増員の件について知事に再質問させていただきたいと思います。

最初にこのグラフなんですけれども、小学校と中学校の講師の先生の数、そして非常勤講師の先生の数、その合計の全教員に占める割合を示しました。講師の比率というのが赤線ですね、四角で抜いてあります。これを見ますと10年前には1割もいなかった、0.08ですね。1割もいなかった講師の先生が現在では2割近くになっているということなんです。これは確かに標準法に基づいた配置をしてるんですけども、実は定数崩しと一般にいわれているようなんですが、標準法の正規教員の一部を非正規に置き換えていく、講師に置き換えていくという手段でもって、講師や非正規の方が増えているということなんです。今回あえて、知事にこの問題を質問させていただきました。教育分野では知事の提案によりまして、学力順位の目標を立てられました。またグローバル人材育成として外国語教育とか強調しておられるわけですが、必要な教員を正規で配置をして、マンパワーを整えていくというのがまずこの目標達成には必要じゃないかという思いを私、強くしております。現場任せにするんじゃなくて知事の英断でここにもきちんと予算を付けていく、そのことを強く求めたいと思いますが、いかがでしょうか。

(知事答弁)

お答えいたします。教員の配置につきましては、教育委員会の方におかれまして、標準法に基づいて適切に配置をしていると、このように聞いております。今後も国の35人学級の推進状況など、教育委員会の意見を十分にお聞きをしながら、適切に対応をしてまいりたいとこのように思います。以上でございます。

(森協議員)

もう1点この件について質問いたしますが、35人学級などを義務教育の全学年に広げて実施しようということに今年度からなりまして、こういう施策については大いに歓迎をしているところです。しかし、正規の教員をなかなか増やすことなしにこの制度を実施するということによって、いろんな問題が起こってきている、現場がそういう状況なんですね。講師の先生でも、非常勤でも子どもや親から見れば、正規の先生と「同じ先生」です。ところが、身分上は「同じ」でない。教育基本法9条「教員」の条項にはこうあります。

「法律に定める学校の教員は、自己の崇高な使命を深く自覚し、絶えず研究と修養に励み、その職責の遂行に努めなければならない。第二項 前項の教員については、その使命と職責の重要性にかんがみ、その身分は尊重され、待遇の適正が期せられるとともに、養成と研修の充実が図られなければならない。」

先生方が、子どもたちによりそって、教育の目的を達成するために、先生方の持てる力も十分発揮できる、それを保障するのが行政であり、教員の身分保障をきちんとしていくのも行政の仕事だと、責任だと私は思います。教育委員会とも十分議論をしていたきながらということなんですけれども、もちろん議論していただいて、教育委員会の方からもしっかりと要望していただいてですね、前に向けた方向で改善を図っていただきたいと思っております。

もう一度この点、お伺いしたいと思えます。

(知事答弁)

お答えいたします。議員今様々な現場の問題意識といったことをお話をさせていただきました。そういったこともしっかりと受け止めながら、いずれにいたしましても、教育委員会の全体のご議論というものがきわめて重要でございますから、十分にこれからも意見をお聞きさせていただきまして、現下の教育の問題、これに対応できるような組織、体制こういったものの構築につきましてはしっかりと我々といたしましても勉強しながら取り組んでいかななくてはならない、このように考えております。以上でございます。

(森協議員)

ありがとうございました。しっかりよろしく願いいたします。また、防災だとか消費生活さらには福祉相談などなど、専門的な知識を持った知事部局の職員さんの増員についても是非、重ねてお願いをしておきたいと思えます。

それと企業からの情報収集についてですけれども、今後大企業の情報収集しっかりとするという立場で、これも要望しておきたいと思えます。

続きまして、知事に産業振興のうちものづくりの支援について質問させていただきたいと思えます。中小企業振興計画ができて、非常にいいものがあったらと思って、読

ませていただきました。その中小企業の位置づけも、また基本的な考え方ももっともなことだと思ったわけです。しかし、残念だったのは具体の施策について、第三次夢づくりプランの施策とほとんど変わらないという、印象を持ちました。中小企業振興計画というのは、ご答弁いただきましたように、すべての中小企業を対象にした施策だと思うんですね。そういう点から考えて、少し不十分じゃないかなという考えを持つわけですが、知事は、これ読んでいただいていると思いますが、そういう感想を持たれませんでしょうか。

(知事答弁)

先ほどご答弁申し上げましたけれども、ものづくり産業、非常に本県特徴的な技術を持った企業が数多くございまして、大変有望な分野だと思っておりますが、いずれいたしましても、ものづくり分野はたくさんの方々に幅広く活躍をしておられる企業が多いわけでございます。そういったことも含めまして、全体的に底上げ図っていくと、中小企業が我々岡山県の産業、これをしっかりと支えてもらっていると、こういう意識の中で、先ほどご紹介いただきましたような計画とかあるいはプランこういうものが作り上げられていると、こう承知いたしております。以上でございます。

(森協議員)

もう1点お伺いしたいと思います。夢づくりプランでですね、知事の思いで選択と集中をしっかりとやっていただいて、一定特定の部分について、しっかりと支援をしていく、そういうやり方はあってもいいと思います。けれども、中小企業振興計画は、県全体の中小企業にとっての施策ですから、そこはやはり全体を網羅した内容になるように、今後の工夫をお願いしたいというふうに思っています。

今日、実はこういうものを持ってまいりました。ご存じの方もいらっしゃるかもしれませんが、アルミの加工されている中小企業がですね、アルミの加工では県下ピカイチだということで、携帯用の歯ブラシを作られたんですね。もちろん、歯ブラシ部分はアルミじゃありませんけれども、こういう今まである技術をしっかりと生かしながら、販路を拡大していこう、企業の存続に向けてがんばっていこう、そういうところへも光をもっと当てていくという取り組みも併せて大事だという思いで、質問させていただきました。確かに販路拡大の支援だとかいろんなセミナーも行われたり、事業者が集まってもらうという機会もあるかと思っておりますけれども、そういう様々な県の企画のまさに企画段階からそういう関係の企業の方々にも加わってもらって、いろんな意見をいただきながら、施策を実施していく、そういう取り組みというのが企業も元気になりますし、本当に有効な施策展開ができるというふうに思うんですね。そのあたりのお考えはどうでしょう。もう少し具体的な施策を作るに当たっての工夫をお願いしたいと思います。

(知事答弁)

お答えいたします。具体的にはというお尋ねでございますから、例えば県中小企業支援センターにおきましては、様々な企業の商品開発等の相談に対応するとか、あるいは課題に応じまして専門家を派遣する、あるいは経営革新計画、経営改善計画の策定を支援するといったことを行っております。また、県の制度融資について、ご承知のとおり幅広く小規模な零細企業始めといたしまして、厳しい経営環境にあります企業の資金繰りも支援をしておりますし、またきらめき岡山創成ファンドでは、今ご紹介いただきましたような、がんばっている企業の商品のグラッシュアップ&販路開拓、こういったことを支援するなど、いろいろ県もあるいは支援機関も連携をしながら、そういったがんばっておりますものづくり企業の応援をこれからもしっかりとやっていきたいと思っております。以上でございます。

(森協議員)

ありがとうございました。引き続き、実際に現場でがんばっている企業の方々の意見をしっかり吸収していただくような取り組みをもっと強めていただきたいと重ねて要望しておきます。

3、社会保障について

次の質問に移ります。次は、安心して暮らせる社会をつくる課題として、社会保障についてです。最初に生活保護についてうかがいます。

お笑いタレントの母親が生活保護を受給していたことが国会で問題にされ、生活保護の利用を厳しくする動きが強まっています。生活保護をめぐる不正は、当然たださなくてはならない問題です。しかし、今回のタレントの場合は、「不正受給」と指摘されるような法律違反はないはずですが、この件に関連して国から連絡等があったのでしょうか、また県として検討されていることがあるのでしょうか。保健福祉部長にうかがいます。

生活保護は、憲法25条にもとづき国民の命と暮らしを救うための「最後の命綱」であり、それを、乱暴なやり方で改悪することは絶対に許されません。知事は、生活保護行政の現状をどのように認識され、支給条件を厳しくする動きについてどう考えておられるのでしょうか。うかがいます。

次は、介護保険についてうかがいます。

4月から改定された介護保険制度がスタートし、介護現場ではまた新しい困難が生じています。そのひとつは、訪問介護サービスです。今回の改定により生活援助の時間区分が変更され、これまで60分以上の訪問介護を受けていた利用者が、45分以上は利用できなくなったという話を聞きました。そのため、60分の時には1回で済んでいたサービスの利用を2回利用しなければならないケースが生じています。利用者にとって

は負担増になり、事業所にとっては経費が増え減収になっています。ヘルパー不足のところは利用者の方の要望に充分応えることが出来ない、そんな悩みも出されています。ふたつめは、老人保健施設です。短期間での退所を促進する仕組みが導入され、入所するやいなや、次の場所を探さなければならない、しかし簡単に見つからない事態に、事業所も、入所者も家族も困っています。

県は改定後の実態を把握しているでしょうか、保健福祉部長にうかがいます。

施設から出なければならなくなり、地域での生活は困難になる、このような状態が続けば介護難民がますます増えることになります。国に改善を求めていただきたく思いますがいかがでしょうか。知事にうかがいます。

この項は以上ですので、答弁をお願いします。

(保健福祉部長答弁)

国からの連絡等についてであるが、現在のところ、国からは、お話の件に関連する一般的な通知・連絡等は、来ていない。

県としては、現時点でお話の事例に関連して特段の対応を検討はしていないが、これまでどおり福祉事務所等と連携し、制度の適正な運用に努めてまいりたい。

(知事答弁)

現状等についてであるが、生活保護は最後のセーフティネットとして重要な制度であるが、高齢化の進展や経済雇用情勢の悪化等により、全国的には受給者数等が増加の一途をたどっており、現下の厳しい財政状況の中、不正受給対策など、制度のより適正な運用が求められてきているものと認識している。

現在、国の審議会で支給条件を含め制度の見直し議論が進められていると承知しているが、私としては、適正な支給水準のあり方や、より公正公平な制度運営の確保、さらには受給者への就労支援の強化等を中心に幅広い観点から検討されるべきものと考えており国の見直し議論の動向を注視してまいりたい。

(保健福祉部長答弁)

改定後の実態についてであるが、お話のような事例についての苦情は、現在のところ、県には寄せられていない。

今回の改定は、地域包括ケアシステムを推進する観点から、訪問介護については、サービスの提供実態調査の結果を踏まえて、限られた人材で効率的にサービスを提供するとともに、短時間の訪問を複数回提供することにより、中重度の在宅生活を総合的に支援するというねらいがあり、また、介護老人保健施設については、施設が本来持つ在宅復帰支援機能を強化するねらいがあると理解している。

県としては、こうした趣旨のみならず、サービス削減等を強いるものでないことを事

業者に周知しているところであるが、今後とも、利用者の意向等を踏まえたサービス計画に基づき適切なサービス提供がなされるよう、指導してまいりたい。

(知事答弁)

国に対する改善要求についてであるが、今回の介護報酬の改定は、施設、居宅、地域密着型サービスのバランスのとれた基盤整備を進め、医療、介護等のサービスが切れ目なく提供される地域包括ケアシステムを推進するためのものであると承知している。

なお、国においては、このたびの介護報酬改定の効果等について実態調査を行った上で検証や分析等を行うこととしており、県としては、その動向を注視してまいりたい。

(森協議員)

保健福祉部長に1点お伺いします。ひとつは生活保護の関係でお伺いしたいと思えます。今問題になっている事例というのは、私はあくまでも1つの事例であって、個々に対応すべき問題だという風に思っています。ですから、こういう問題を持ち出して、一般的に広げてですね、本来、この必要な人が排除されるようなことになる、これは絶対あってはならない事だと思っておりますけれども、その点は部長も同じお考えだと思いますが、いかがでしょうか。

(保健福祉部長答弁)

お答えいたします。議員ご指摘のとおり、生活保護の対応につきましては、個別のその方の事情とか様々なものを検討して出すべきものと考えております。なお、今回いわゆるそういうことで、今回のようなことでいろんなことで思いとどまるということがあってはいかんといいこともありまして、いわゆる漏給の防止というようなことも併せて、対応すべきかと考えておりまして、従来から県としては民生委員にチラシを配付したり、電気ガス事業者へそういった連携をお願いするようにはしております、今後ともそうした取り組みを行ってまいりたいと存じます。以上でございます。

(森協議員)

生活保護の関係につきまして少し意見ですけれども、最後の命綱ということは知事とも確認ができたと思うんですが、そうだからこそ、こういう制度は財政に左右されてはならないというのが、憲法の理念だと思うんですね。優先的に財政を確保して、暮らしをしっかりと支えていくという制度にならないといけないということを強く期待をしております。

4、水島コンビナート防災

質問の最後は、水島コンビナートの防災対策についてうかがいます。

県石油コンビナート等防災本部はこのほど、岡山県石油コンビナート等防災計画（水島臨海地区）について、東日本大震災の教訓を受け、地震・津波災害等を中心に現段階で可能な見直しをされました。今後、国の新しい想定に基づく修正もありますが、新しい知見にもとづく防災対策が、早期に完全に実施されるよう望んでいます。

防災計画の見直しにあたって昨年度県と倉敷市が共同で実施した事業者へのアンケートを見ますと、防災の重要性はどの事業所も認識されているものの、これまでのとりくみによる到達点の違いや、資金力の違いなどがあり、「早期に、完全に実施する」という点では困難も予想されます。県は、各事業者の防災対策の実施状況を今後どのように把握されるのでしょうか、また、特にハード対策については、県としての方針をもち、事業者へ働きかけをおこなうことが必要と考えますが、いかがでしょうか、併せて危機管理監にうかがいます。

次に、コンビナート等防災計画の内容で、3点、危機管理監にうかがいます。

- ① 構内道路の液状化対策について、法令の定めはありませんが、消防活動などの点から対策が必要な箇所もあると考えます、いかがでしょうか。
- ② 大容量泡放射システムの運用にあたって、移送経路の状況、液状化への対策など課題を検証する必要があると考えますが、いかがでしょうか。
- ③ 地下を通っている配管に対する対策も記述する必要があると考えますが、いかがでしょうか。

最後に、防潮堤等の整備についてうかがいます。水島コンビナート地区には企業が所有している護岸が多くあります。先のアンケートにも「1事業所のみでの整備では意味がない」という記述もありましたが、防潮堤等の整備について現時点での検討状況を土木部長にうかがいます。

質問は以上ですので、ご答弁をよろしく申し上げます

（危機管理監答弁）

事業者の実施状況等についてであるが、今回のアンケート調査結果を踏まえ、各事業所に対して定期的に取り組状況を調査することとしており、倉敷市消防局等と連携して、事業者の防災対策の実施状況を把握してまいりたい。

特に、ハード施設である危険物施設や高圧ガス施設については、実施計画の提出を求め、進行管理を行うこととしている。

さらに、南海トラフの巨大地震による被害想定や、防災アセスメントの結果を基に策定するコンビナート災害想定を踏まえ、地震・津波に対し、ハード・ソフト両面にわたる適切な対策が講じられるよう事業者に働きかけてまいりたい。

構内道路の液状化対策についてであるが、県石油コンビナート等防災計画において、

事業所内での防災活動に供する特定通路については、液状化対策又は機能の確保対策に努めることとしているところである。この度の計画の見直しで、消防庁の通知を踏まえ、発生頻度が高い地震に対し、構内道路の通行不能時の対策として迂回可能な通路配置の検討を例示し、通行の確保を図ることとしたところである。

大容量泡放射システムについてであるが、このシステムは、直径 34m 以上の大型タンクを持つコンビナート事業者に設置が義務付けられ、全国 12 地区ごとに対象事業者が共同で設置・運用を行っているものであり、兵庫県から愛媛県までをエリアとする瀬戸内地区では、坂出市に設置されている。

現在、来年度の水島コンビナート総合防災訓練において、このシステムを運用する方向で関係事業者と協議を進めており、訓練の中で移送経路等の様々な課題について検証を進め、円滑な運用が図られるよう努めてまいりたい。

地下配管についてであるが、近年、水島コンビナートでは、事業所間で石油類やガス等を融通するパイプラインの敷設が進んでいることから、地下を通るパイプラインについても、今年度実施する防災アセスメント調査の対象とすることとしている。

コンビナート等防災計画への地下配管に関する記述については、その調査結果を踏まえ、検討してまいりたい。

(土木部長答弁)

水島コンビナート区域の護岸全体 54k m のうち、民間企業が所有するものは 28. 9k m ある。このうち岡山沿岸海岸保全基本計画では、16 年の台風第 16 号による浸水被害等から 12. 1 km の区間において対策が必要であり、今後、民間企業と協議することとしていたところである。

一方、南海トラフ地震を想定した岡山沿岸海岸保全基本計画の改訂に向けて、民有護岸の対応についても検討する必要性が生じていることから、民間企業と公共施設管理者で構成する調整会議を設置し、地震・津波に関する新たな知見の共有、公共施設管理者が実施する海岸保全施設の整備計画の周知や民間企業が実施する施設整備に関する助言等を行い、民間企業による防災対策を促してまいりたい。

(森協議員)

一言だけですけれども、水島コンビナート防災対策というのは、企業にとってはまさに我が身のことですし、災害が起これば本当に大変なことになります。是非強力な指導といたしましうか支援を含めてお願いをしたいということを重ねてお願いいたします。全ての課題同じですけれども、どうぞよろしく願いいたします。ありがとうございます

した。